

《令和 3 年第 3 回ふじみ野市議会定例会提出議案提案説明要旨》
【令和 3 年 8 月 30 日開会】

議案番号	件 名	提案説明要旨
報告第 17 号	令和 2 年度ふじみ野市一般会計継続費精算報告書の報告について	<p>1 概要</p> <p>継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定に基づき、精算報告を行うものです。</p> <p>2 事業名等</p> <p>(1) 契約管理システム更新業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和元年度～令和 2 年度 ・予算額 10,739,000 円 ・決算額 10,738,200 円 <p>(2) (仮称) 第 3 庁舎建替工事設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和元年度～令和 2 年度 ・予算額 31,427,000 円 ・決算額 18,851,800 円 <p>(3) 文化施設整備事業アドバイザー業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 平成 30 年度～令和 2 年度 ・予算額 51,570,000 円 ・決算額 51,570,000 円 <p>(4) 第 2 期障がい者プラン策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和元年度～令和 2 年度 ・予算額 6,000,000 円 ・決算額 5,896,000 円 <p>(5) 第 8 期高齢者保健福祉計画策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和元年度～令和 2 年度 ・予算額 7,095,000 円 ・決算額 7,040,000 円
報告第 18 号	令和 2 年度ふじみ野市財政の健全化判断比率の報告について	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度ふじみ野市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告を行うものです。 <p>(1) 実質赤字比率 「－」</p> <p>(2) 連結実質赤字比率 「－」</p> <p>(3) 実質公債費比率 「2.0%」</p>

		(4)将来負担比率 「－」
報告第 19 号	令和 2 年度ふじみ野市水道事業会計継続費精算報告書の報告について	<p>1 概要</p> <p>継続費に係る継続年度が終了したため、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、継続費の精算報告を行うものです。</p> <p>2 事業名等</p> <p>(1) 福岡浄水場第 4 配水池耐震補強事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和元年度～令和 2 年度 ・予算額 329,019,000 円 ・決算額 286,804,100 円
報告第 20 号	令和 2 年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率の報告について	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率を監査委員の意見を付し、市議会に報告するものです。 (1) 水道事業会計 資金不足比率 「－」 (2) 下水道事業会計 資金不足比率 「－」
報告第 21 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	<p>1 専決処分理由</p> <p>損害賠償の額が確定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要</p> <p>(1) 事故発生場所及び内容</p> <p>相手方が、事故発生場所付近の市道 G-82 号線を自転車で走行していたところ、路上の U 字型側溝の上蓋の傾いた部分でハンドルを取られ、転倒し右側頭骨のひび及び眼鏡が破損した。</p> <p>(2) 事故発生日</p> <p>令和 3 年 4 月 10 日午後 3 時 55 分頃</p> <p>(3) 賠償責任額</p> <p>33,971 円</p>

報告第 22 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定める ことについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故概要</p> <p>(1) 事故発生場所及び内容 ふじみ野市大井中央二丁目 19 番 5 号(ふじみ野市立大井図書館駐車場内)において、市職員が運転する車両をバックで駐車しようとしたところ、同車両の後部が停車中の相手方の車両に接触し、相手方車両の左側前部を損傷させました。</p> <p>(2) 事故発生日 令和 3 年 5 月 20 日</p> <p>(3) 損害賠償額 130,240 円</p>
第 56 号議案	専決処分の承認を求める ことについて（令和 3 年 度ふじみ野市一般会計補 正予算（第 3 号））	<p>1 専決処分理由 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対し、支援金の支給を行うため。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 420 億 6,983 万 2 千円 補正予算額 1 億 6,219 万 1 千円 補正後の予算総額 422 億 3,202 万 3 千円</p>
第 57 号議案	専決処分の承認を求める ことについて（令和 3 年 度ふじみ野市一般会計補 正予算（第 4 号））	<p>1 専決処分理由 新型コロナウイルス感染症への対応として、PCR 検査を実施し、及び PCR 検査キットを無料で配布するため</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 422 億 3,202 万 3 千円 補正予算額 465 万 5 千円 補正後の予算総額 422 億 3,667 万 8 千円</p>

第 58 号議案	令和 3 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 5 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、前年度の決算が確定したことによるもの及び新型コロナウイルス感染症への対応に係るもののほか、歳入については額の確定したもの、歳出については事情変更により補正を余儀なくされるもの等緊急やむを得ないものについて編成するものです。</p> <p>なお、併せて令和 3 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う人件費の組替えを行うものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 422 億 3,667 万 8 千円 補正予算額 12 億 2,685 万 5 千円 補正後の予算総額 434 億 6,353 万 3 千円</p>
第 59 号議案	令和 3 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、前年度の決算が確定したことなどにより、編成したものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 90 億 1,277 万 6 千円 補正予算額 2 億 3,837 万 9 千円 補正後の予算総額 92 億 5,115 万 5 千円</p>
第 60 号議案	令和 3 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、前年度の決算が確定したことなどにより、編成したものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 81 億 3,785 万 4 千円 補正予算額 3 億 5,217 万 6 千円 補正後の予算総額 84 億 9,003 万 0 千円</p>
第 61 号議案	令和 3 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、前年度の決算が確定したことなどにより、編成したものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 13 億 9,599 万 8 千円 補正予算額 141 万 7 千円 補正後の予算総額 13 億 9,741 万 5 千円</p>

第 62 号議案	令和 2 年度ふじみ野市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 歳入歳出執行状況 予算総額 615 億 9,036 万 8 千円 歳入決算総額 567 億 2,559 万 2 千円 収入率 92.1% 歳出決算総額 538 億 8,217 万 8 千円 執行率 87.5% 翌年度繰越財源 8 億 3,691 万 8 千円 実質収支額 20 億 649 万 5 千円
第 63 号議案	令和 2 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 歳入歳出執行状況 予算総額 94 億 8,705 万 6 千円 歳入決算総額 93 億 5,504 万 9 千円 収入率 98.61% 歳出決算総額 91 億 525 万 7 千円 執行率 95.98% 翌年度繰越財源 0 千円 実質収支額 2 億 4,979 万 2 千円
第 64 号議案	令和 2 年度ふじみ野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 歳入歳出執行状況 予算総額 82 億 5,032 万 4 千円 歳入決算総額 79 億 1,771 万 2 千円 収入率 96.0% 歳出決算総額 75 億 6,677 万 4 千円 執行率 91.7% 翌年度繰越財源 0 千円 実質収支額 3 億 5,093 万 7 千円
第 65 号議案	令和 2 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 歳入歳出執行状況 予算総額 13 億 5,847 万 4 千円 歳入決算総額 13 億 4,989 万 3 千円 収入率 99.37% 歳出決算総額 13 億 4,847 万 8 千円 執行率 99.26% 翌年度繰越財源 0 千円 実質収支額 141 万 5 千円
第 66 号議案	令和 2 年ふじみ野市水道事業会計決算の認定について	1 収益的収入支出執行状況 収益的収入予算総額 17 億 8,829 万 2 千円 収益的収入決算総額 18 億 5,553 万 1 千円 収入率 103.8% 収益的支出予算総額 17 億 5,742 万 1 千円

		収益的支出決算総額 16億3,348万6千円 執行率 92.9% 当年度純利益 1億7,763万5千円 2 資本的収入支出執行状況 資本的収入予算総額 2億3,784万円 資本的収入決算総額 1億9,374万円 収入率 81.5% 資本的支出予算総額 8億2,024万5千円 資本的支出決算総額 7億1,328万5千円 執行率 87.0% 翌年度繰越額 0円
第67号議案	令和2年度ふじみ野市下水道事業会計決算の認定について	1 収益的収入支出執行状況 収益的収入予算総額 17億5,785万9千円 収益的収入決算総額 17億7,944万6千円 収入率 101.2% 収益的支出予算総額 16億412万2千円 収益的支出決算総額 15億5,691万2千円 執行率 97.1% 当年度純利益 2億427万1千円 2 資本的収入支出執行状況 資本的収入予算総額 3億6,829万9千円 資本的収入決算総額 3億84万5千円 収入率 81.7% 資本的支出予算総額 6億434万7千円 資本的支出決算総額 5億2,902万5千円 執行率 87.5% 翌年度繰越額 0円
第68号議案	ふじみ野市個人情報保護条例等の一部を改正する条例	1 改正理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整備する必要が生じたことから、ふじみ野市個人情報保護条例等の一部を改正したいので、この案を提出するものです。

		<p>2 改正内容</p> <p>(1) ふじみ野市個人情報条例の一部改正 条文のずれが発生したことから、引用条文を改正後の条文に修正するものです。</p> <p>(2) ふじみ野市手数料条例の一部改正 別表手数料を徴収する事務及び金額について、個人番号カードの再交付に係る項を削除するものです。</p> <p>(3) ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部改正 条文のずれが発生したことから、引用条文を改正後の条文に修正するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和3年9月1日</p>
第69号議案	ふじみ野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する等の条例	<p>1 改正理由 職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正に伴い、職員のサービスの宣誓について、宣誓の方法及び宣誓書の押印を見直し、並びに条文を整備するため、ふじみ野市職員のサービスの宣誓に関する条例を改正し、また、関連するふじみ野市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する条例とふじみ野市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例について、ふじみ野市職員のサービスの宣誓に関する条例に統合し、ふじみ野市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する条例とふじみ野市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例を廃止したいので、この案を提出するものです。</p> <p>2 条例の改正内容</p> <p>(1) 宣誓の方法及び宣誓書の押印を見直すものです。</p> <p>(2) ふじみ野市職員のサービスの宣誓に関する条例と関連する条例を整理し統廃合するものです。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>

第 70 号議案	ふじみ野市下水道条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）が公布されたことに伴い、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）が改正されることから、ふじみ野市下水道条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提出するものです。</p> <p>2 改正内容 下水道法の一部が改正され、事業計画の要件に関する条項に新たな号が追加されることに伴い、本条例において引用している規定の改正を行うものです。</p> <p>3 施行年月日 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日</p>
第 71 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 B-183 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市池上地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20m～9.18m / 126.39m</p> <p>5 供用開始年月 令和 3 年 9 月下旬（予定）</p>
第 72 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p>

		<p>2 認定する市道路線 市道 H-243 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市西二丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20m～8.49m / 25.45m</p> <p>5 供用開始年月 令和 3 年 9 月下旬（予定）</p>
第 73 号議案	公平委員会委員の選任について	<p>1 提案理由 公平委員会委員清水秀朗氏が令和 3 年 11 月 24 日をもって任期満了となるため、清水秀朗氏を公平委員会委員に選任したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 清水 秀朗氏</p> <p>3 任期 令和 3 年 11 月 25 日から令和 7 年 11 月 24 日まで</p>